

厚生常任委員会会議録

平成28年 1 月28日

場 所 第1委員会室

平成28年 1 月 28 日 (木曜日)

午前 9 時 1 分開会

会議に付託された議案等

- 福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査
- その他報告事項
 - ・動物愛護センターについて
 - ・季節性インフルエンザについて
 - ・ノロウイルス感染症について

出席委員 (8 人)

委員 長	後藤 哲 朗
副 委 員 長	岩 切 達 哉
委 員	中 野 一 則
委 員	宮 原 義 久
委 員	外 山 衛
委 員	山 下 博 三
委 員	井 上 紀代子
委 員	前屋敷 恵 美

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

福祉保健部

福祉保健部長	桑 山 秀 彦
福祉保健部次長 (福祉担当)	高 原 みゆき
福祉保健部次長 (保健・医療担当)	日 高 良 雄
こども政策局長	椎 重 明
部参事兼福祉保健課長	渡 邊 浩 司
部参事兼医療事務課長	孫 田 英 美
薬務対策室長	甲 斐 俊 亮

看護大学 法人化準備室長	河 野 讓 二
国保・援護課長	日 高 裕 次
長寿介護課長	松 田 広 一
医療・介護連携 推進室長	横 山 浩 文
障がい福祉課長	川 原 光 男
衛生管理課長	竹 内 彦 俊
健康増進課長	木 内 哲 平
感染症対策室長	片 平 久 美
こども政策課長	川 畑 充 代
こども家庭課長	徳 永 雅 彦

事務局職員出席者

政策調査課主査	大 峯 康 則
議事課主任主事	原 田 一 徳

○後藤委員長 ただいまから厚生常任委員会を開会いたします。

本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前 9 時 1 分休憩

午前 9 時 3 分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

それでは、報告事項について説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が終了した後をお願いをいたします。

○桑山福祉保健部長 おはようございます。福祉保健部でございます。よろしく申し上げます。

お手元の常任委員会資料の目次をごらんいただきたいと思ひます。

本日の報告事項は、動物愛護センターについて、それから、季節性インフルエンザとノロウイルス感染症関係の報告事項2件、合わせて3件でございます。

それぞれ担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

私からは以上でございます。

○竹内衛生管理課長 衛生管理課でございます。

常任委員会資料の1ページをお開きください。

宮崎市と共同で設置を進めております動物愛護センターについて、現在の状況等について御報告いたします。

まず、資料の1のセンター設置の目的ですが、動物愛護思想が年々高まる中、平成25年に動物愛護管理法が改正されたところで。

この法の動物の生命を最大限に確保するとの趣旨にのっとりまして、飼い主に対しては最後まで責任を持って飼う終生飼養などの動物愛護精神の普及啓発や、殺処分を減らすための譲渡の推進等の取り組みを機能的に行うための中核的施設として、動物愛護センターを宮崎市と共同で設置し、法の基本理念であります人と動物が共生する地域社会の実現を図るものであります。

次に、2のセンターで実施する主な取組につきましては、右側のページのセンターの取組と関係機関等との連携図とあわせてごらんください。センターで実施する取り組みは、右図に示しますとおり、大きく2つあると考えております。

1つ目は、動物を通じて命の大切さを伝える取組、もう一つは、動物に関する正しい知識や習性を伝える取組でございます。

このうち、動物を通じて命の大切さを伝える取組には、その右側に示してあります5つがございます。

まず、動物愛護精神の普及啓発についてですが、これは、獣医師会や教育委員会等との連携により、小学生等を対象とした動物愛護教室の開催やイベント、マスコミ、ポスター、パンフレット等を介して動物を慈しむ心を育むものであります。

次の犬猫の譲渡推進につきましては、県内各地で活動しておられる動物愛護団体やボランティア等と連携し、センターのみならず各地区においても犬猫の譲渡会を開催するものであります。

次の負傷動物対策につきましては、センターや県内各保健所で保護収容される負傷動物に対しまして、獣医師会等とも連携し、診察・治療を行うものであります。

次の地域猫事業への取組につきましては、猫の殺処分数が全体の70%以上を占めるという現状を踏まえまして、飼い主のいない猫への不妊・去勢手術等の実施や生まれたばかりの猫を一定期間授乳するミルクボランティアなどにより、猫の殺処分数減少に取り組むものであります。実施に当たりましては、市町村や自治会、動物愛護団体やボランティア、また、獣医師会との連携が不可欠であります。

次の災害時の対策につきましては、市町村や動物愛護団体、獣医師会などと連携し、被災動物の保護・収容や餌や動物用医薬品などの救援物資の備蓄を行うものであります。

次に右の図の大きな取り組みの2つ目、動物に関する正しい知識や習性を伝える取組につきましては、その右側に示してあります2つがございます。

まず、適正飼養の推進につきましては、動物愛護団体やボランティアと連携し、しつけ方教室などを開催するものであります。

最後に、動物由来感染症対策につきましては、獣医師会や宮崎大学などと連携し、動物から人へうつる病気やその予防法などについて周知するものであります。

以上が、センターで実施する主な取り組みと関係機関等との連携についてであります。

左側のページに戻っていただきまして、次の3の各保健所、動物保護管理所等との連携にありますように、このようにセンターで実施するこれらの動物愛護施策を県下全域で円滑に展開するためには、右ページ下の段の図に示しますとおり、各地区の保健所や動物保護管理所はもとより、各市町村、動物愛護団体、宮崎大学、獣医師会などと密に連携を図ることが重要であると考えております。

4の27年度の取組ですが、今年度は、地質調査、基本設計、実施設計と並行して地域猫対策のモデル事業やミルクボランティアを試行しながら、設置後の円滑な運営を図るための検討を行っております。また、関係職員等によるワーキンググループにおいて、犬猫のさらなる譲渡の推進を図るため、動物愛護団体との連携のあり方などについて検討を行っているところであります。

次に、5の今後のスケジュールですが、平成28年度に建設工事、備品等の購入、宮崎市との運営方法等についての検討を行うこととしておりまして、平成29年度の供用開始を予定しております。

3ページをお開きください。

動物愛護センターの設置場所ですが、赤い丸印の宮崎市清武町、木原地区ふれあい広場とな

ります。

広場内での配置を下の段に載せておりますが、地元木原地区住民の方から、ソフトボールや子供たちが遊べる場所を確保してほしいとの要望があったため、入り口手前側に公園としての機能を残し、奥に動物愛護センターを設置することになりました。約1,000平方メートルの規模となります。

右側のページに施設の主な機能を載せております。

これまで他府県市の動物愛護センターを視察し、必要とする規模や設備等について宮崎市と協議を重ねてきたところですが、現在、施設の基本設計もほぼ終わり、現在、実施設計に入っておりますが、さらに最終的な設計の詳細について詰めている段階であります。

施設は、表にありますように、まず動物エリアは、①の保護犬室は、保護したあるいは飼い主から引き取りした犬を収容する部屋、②の譲渡犬観察室は、保護した犬にワクチン等を施し、健康状態を観察する部屋、③の譲渡犬室は、譲渡活動を行う犬を飼養する部屋となりますが、特に、感染症が蔓延することを防ぐため、これらのエリア分けをしているところでございます。

また、猫につきましても同様の機能を有しており、④の保護猫室、⑥の譲渡猫観察室、⑦の譲渡猫室があります。

なお、猫につきましても、負傷動物として収容される事例が多いため、治療等を行うための⑤の猫療養室や猫の室内飼いを普及啓発のための機能を有する⑧の猫展示室も設けております。

また、収容動物の洗浄やトリミングなどを行うための⑩の動物洗浄室や負傷動物の治療や地域猫の不妊・去勢手術を行うための⑭の診察室、⑮の手術室を設けております。

次の事務エリアにつきましては、事務室のほかに、ボランティアの方々の情報交換等を行うための⑱のボランティアルーム、⑳は動物愛護教室やしつけ方教室の開催、被災動物の一時的に収容できる空間としての多目的スペースとして設けております。

以上、動物愛護センターの概要について説明いたしました。動物愛護思想の普及啓発の中核施設となるとともに、県民の方が気軽に訪れられるような施設となるようにしたいと考えております。

以上で説明を終わります。

済みません、4ページの資料の訂正をお願いしたいと思います。

4ページの動物エリアの⑦譲渡猫室、次、猫と書いてありますけれど、猫の削除をお願いしたいと思います。申しわけございませんでした。

○片平感染症対策室長 健康増進課感染症対策室から、冬場に流行する季節性インフルエンザとノロウイルス感染症について報告いたします。

初めに、季節性インフルエンザについて説明します。

資料の5ページをお開きください。

1の季節性インフルエンザの概要の(1)にその特徴を上げておりますが、インフルエンザは、せきやくしゃみなどの飛沫により感染し、38度以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛など全身の症状が突然あらわれ、あわせて喉の痛み、鼻汁、せきなどの症状も見られます。子供や高齢者や免疫力の低下している方では、肺炎や脳症などを合併するなど重症になることがあります。

予防としましては、①予防接種、②せきエチケット、③外出後の手洗い、④適度な湿度を保つ、⑤十分な休養とバランスのとれた栄養摂取、⑥人混みを避けることなどが有効です。

インフルエンザに対する治療薬として、抗インフルエンザウイルス薬がありますが、その効果は症状が出始めてからの時間により異なり、早期の服薬が効果的です。

(2)の発生状況につきましては、下の県内におけるインフルエンザの発生状況のグラフをごらんください。

グラフの縦軸が定点当たり報告数、横軸が週数です。インフルエンザは、9月1日から翌年の8月31日までを1シーズンと数えるため、9月1日が含まれる36週から今シーズンがスタートしております。一番左の36週といえますのは、平成27年8月31日から9月6日までの週が36週といえます。

グラフの右上に凡例を記しており、黒の点線が一昨年のシーズンで平成25年9月1日から26年8月31日までを、破線が昨シーズンで平成26年9月1日から27年8月31日までを、四角い実線が今シーズンで27年8月31日から28年8月28日までをあらわしております。

インフルエンザは例年12月ごろ、約49週ごろを中心に流行入りをしておりますが、今シーズンは4週おくれて、1月、第1週に流行入りし、第2週目で倍にふえたということでございます。

2の県の取り組みにつきましては、(1)まず、県民の方々への啓発としまして、報道関係や県庁ホームページを通して感染防止対策をお知らせするとともに、流行警報レベルになった際は、一層の注意喚起を行います。

また、(2)にありますように、学校や社会福祉施設等の職員を対象に、感染症発生時の適切な対応について研修会を開催し、感染拡大防止に努めております。

さらに、(3)予防接種法によるインフルエンザ予防接種につきましては、県内であれば住所

地以外の医療機関でも接種できるよう、医師会と連携し、接種しやすい体制を整えているところでございます。

それから、続きまして、3のノロウイルス感染症について説明します。

6ページをごらんください。

1のノロウイルス感染症の概要の(1)にその特徴を上げておりますが、ノロウイルスは食中毒や感染性胃腸炎の原因となるウイルスです。手指や食品などを介して経口感染し、人の腸管で増殖して嘔吐、下痢、腹痛などの症状を起します。子供や高齢者は重症化し、死亡することもあります。有効なワクチンはなく、治療は輸液などの対症療法に限られます。

予防としましては、手洗いの徹底が重要で、排泄物や嘔吐物、ノロウイルスに汚染されたもの、床や壁、ドアノブなどの環境の消毒には塩素系漂白剤の次亜塩素酸ナトリウムを使用します。

次に、(2)発生状況であります。下の県内における感染性胃腸炎の発生状況のグラフをごらんください。

感染性胃腸炎には、ノロウイルスやロタウイルス、他の細菌感染が含まれて報告されますので、ノロウイルス感染症だけの発生状況ではありません。

グラフの縦軸が定点当たりの報告数、横軸が週数です。感染性胃腸炎もインフルエンザにあわせて36週からスタートして、記しております。

先ほどと同じ、グラフの右上に凡例を記しており、点線が一昨年のシーズン、破線が昨シーズン、四角い線が今シーズンをあらわしております。

ノロウイルス感染症を含む感染性胃腸炎も、例年12月、49週ごろに流行警報レベルに入って

いるのですが、今年度は、まだそのレベルには至っておりません。

2の県の取り組みについてであります。

インフルエンザと同様に、(1)県民の方々への啓発を行い、(2)で学校や社会福祉施設との職員を対象に、感染症発生時の適切な対応について研修会を開催し、感染拡大防止に努めております。

(3)に検査体制の整備を上げておりますが、集団発生の場合、保健所が衛生環境研究所に検体を搬送し、検査を実施しており、最近、話題となっている新型のノロウイルスの検査体制も整備しているところであります。

感染症対策室からの報告は以上でございます。

○後藤委員長 執行部の説明が終了いたしました。

質疑はありませんか。

○中野委員 動物愛護センターの件ですが、犬猫を預かりますよね。保護犬室とか保護猫室とか書いてありましたが、これの料金は幾らなんですか。

○竹内衛生管理課長 例えば迷い犬の場合は、これは県が保護しますけれども、飼い主から引き取る場合に手数料をいただいております。犬については、親犬が1頭2,000円、子犬は740円です。猫に関しましては、親猫が740円、子猫は一腹という形で、1匹が産んだ子猫をまとめて740円という手数料の設定にしております。

○中野委員 料金を取るのは、今、これだけですか。その他もあるわけですか。

○竹内衛生管理課長 その他、例えば、迷い犬を保護して返還したときも、これは手数料をいただいております。この手数料につきましては、返還手数料として4,110円、それと、一日の飼育管理手数料が430円でございます。

○中野委員 多額のお金を要して建設するわけですから生産性を求めはしませんが、センター設置の目的が、飼い主に対する終生飼養などの動物愛護精神の普及啓発ですよね。こういう動物を飼い出して、終生、死ぬまで本人が飼っておけばこういう施設は要らんわけです。それを途中で放棄したり、放し飼いにしたりするからこういう施設が必要なわけで、今から飼うという人については、かなり厳しいことをしていかなないと。この事業も、いなくなれば必要でないから、早晩にこういう事業が停止するぐらいの管理をしてほしいなと思っています。

終生飼養ということが目的ですし、当然そのためにこういう犬猫を飼育したわけですから、飼育スタートする時点では、その辺のことを厳しく、自覚して飼育させるようなことも、これをつくったから預ける場所ができた、お金を払えば受け入れられるということだけでは、かえって変な形になると思いますので、そうならないように、ひとつ運営のほうはやってほしいなと。特に料金を高くすることで、何かそういうようなことを。

それから、犬は放し飼いをしとっても、予防接種でどこの犬かわかるわけでしょう。猫はちょっと難しいでしょうけれども。首輪を外せばどうかわかりませんが、やはり飼育する人たちは、猫についても自分のものというのが証明できるような飼い方をしてほしいなと思います。ぜひその辺のところをきちんと、スタートの段階からこの目的が達成されるように。また、目的が達成されるというのは、動物愛護センターが一日も早く事業を停止することだと思いますので、よろしくをお願いします。

○外山委員 2ページの保護管理所というのは、現在ある保健所内のことですか。

○竹内衛生管理課長 これは、各保健所とは別に、例えば日南でしたら②番にありますように、動物保護管理所が保健所とはまた別の場所に、収容する施設がございます。そういうふうに、①から⑤まで保護、収容する施設がございまして、それぞれの保健所が管理しているという状況にあります。

また、保健所の中にも、今、車庫などをちょっと改装しまして、例えば保護した犬が、これはもうあすには飼い主がすぐあらわれるだろうというのは、管理所には連れていかなくて、保健所内の一時保管できる場所で保護している状況にあります。

○外山委員 わかりました。もう一点だけよろしいですか。

いわゆる一般の飼い主が飼育を放棄するんじゃないくて、ブリーダーと言われる、いわゆる業者の方々がたくさん生産というか、つくって、売れないからそれを、捨てるんじゃないけれども、そのような状況があるといいますが、最近多いんですか。

○竹内衛生管理課長 例えば飼育放棄、経営が成り立たなくて保健所のほうにそういう相談を持ちかけられたり、もしくは飼育放棄して、もうその犬を保健所がやむなく保護するといった事例は、ここのところございません。動物取扱業の方には、毎年、講習会を受ける義務がございまして、それぞれの保健所で、適正な飼育計画を立てることが法的に義務づけられておりますので、保健所への報告とかは事業者さんに徹底していただくように講習会の席で指導はしております。

○中野委員 肝心なことを聞き落としておりました。動物愛護センター、犬猫のことばかり書いてありますが、動物の範囲はあるんですか。

例えば、魚類とか鳥類とかも含むのか。

○竹内衛生管理課長 全国の動物愛護センターでは野生動物も対象としているところがございませけれども、本県の場合は、まずは犬猫に限って、いかに殺処分数を減らすか、譲渡数をふやすかとか、そういう対策でこれは重点的に取り組まないといけないということで、現在、犬猫を対象としております。

○中野委員 いわゆる魚とか、そういうものが生態系を非常に壊しているという事例がよくありますよね。あれはまた全然違ったところでそういう管理とか監視はしているんですか。

○竹内衛生管理課長 例えばミドリガメとかの外来生物が繁殖して、日本の古来の種を、環境を脅かしているということを聞きますけれども、それにつきましては環境森林部のほうで対応をされております。

○宮原委員 でき上がってからでいい話になるんですけれども、動物愛護教室というところで、日本全体を見たときに非常に高額な犬、血統書がついているとか、そういうのを飼いたがる傾向が日本人は強いんですが、前、研修でアメリカに行ったときに聞かせてもらったんですけど、アメリカはそういった犬は余り好まない。野良犬とか、恵まれないのを飼うことでステータスを感じるというようなことを聞いたことがあるんです。

だから、子供のうちに、特別高い犬、かわいい犬を見れば、そっちがかわいいに決まっているんですけれども、やっぱり教育だと思います。

例えば保健所とかそういうところに収容されているような産まれたばかりの子犬とか、そういうものかわいがることが人間の精神としてというような教室を、何か目に触れられるように。でないと、高い犬ばかり見て、ブリーダー

一さんがどんどん血統書つきのというのが多いようですから、そういうものでいかないと、保健所に来た犬は意外と雑種系統が多いのかなと思いますから、センターができ上がった後のこととなりますが、頭に置いていただいで、そういう教室を開いていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○竹内衛生管理課長 委員のおっしゃいますとおり、やはり純血種を求める方と、いわゆる雑種がいいという方もおられますので、私たちが今後、動物ふれあい教室とかに持っていくには、これまでもそうだったんですけども、保健所で保護した犬について、ある程度トレーニングさせて、モデル犬としていろいろなところに訪問した事例はこれまでもございます。そのときも必ずしも純血種ではなくて、普通にいる犬をモデル犬にするといったこともございましたので、今後その点も、そのように配慮したいと思います。

○井上委員 地域の中でどうやって動物と触れ合うような状況にしていくかということは大変重要なんだけど、そこに何がしかのルールみたいなのがないと、なかなか難しいと思うんです。だから、今、言われたような教育を含めて、しっかりとしたコンセプトを宮崎市ともしっかりと話し合ってもらいたいし、保護管理所の皆さんともそのあたりはきちんと合わせておいていただくことを、ぜひお願ひをしたいと思います。そういう意味では、御一緒に話をするような機会というのはしよっちゅうあると理解してよろしいですか。

○竹内衛生管理課長 まだ、宮崎市との……。

○井上委員 市と、それから動物保護管理所とありますが……。

○竹内衛生管理課長 宮崎市とは、建設に当たっ

ただけではなくて、これまでも幾度となく、動物のそういう愛護のあり方についても協議をしております。また、保護管理所を所管しているのはそれぞれの保健所ですので、その保健所の担当者もリーダー会議とか担当者会議を年に数回開いて、センターと管理所の使い方とか、保健所が動きやすいようにするためには、センターはどうしたらいいとか、そういったことを今現在、協議を行っているところでございます。そういう綿密な協議をしながら、全県下で事業が展開できるように、そういったところを考えていきたいと思っております。

○井上委員 ブリーダーの方とか、犬猫を含めてペットの販売店というのはきちっとしていただかないといけないと思うんです。私も飼っているわけですが、最近犬にもICチップが入っている子たちもいるわけで、それで大体どこで産まれて、どうだと、データがきちんとされるようにもなっているわけです。だから、最後まで、終生飼っていただくということも含めて、ブリーダーの方とか、犬猫の販売店の方、いわゆるペットショップの方たち等との連携をきちんとしといていただくということは大事ではないでしょうか。外山委員から出たように、本当に経営が成り立たなくなると、そこで放し飼いにされたりすると大変なことになっていくので、その連携もきちんとしていただきたいと思います。今までもそういう連携とかはとっていらっしゃるのでしょうか。

○竹内衛生管理課長 これは、特にブリーダー、動物取扱業の方は、いろいろ届け出義務がございます。例えば、年間の頭数、どれぐらい販売したかとか、そういう報告義務がございます。また、年1回、保健所で講習を受けないといけない義務がございますので、機会あるごとにそ

ういう終生飼養、適正な動物の数の取り扱い数、そういったのをその中でお話をしていると同時に、また、取扱業の方からは、そのときにいろいろ質問を受けまして、アドバイス等を行っているところでございます。

○井上委員 それと、前もちょっと申し上げましたが、狂犬病の注射をする子としない子とかという、いろいろそのあたりの問題もあると思うので、狂犬病のことが一番心配ですので、日本は今ないと言われてはいますが、どこから入ってくるかということは、これもわかりませんので、十分な指導をしていただくようお願いはしておきたいと思えます。

それと、今度、清武町の木原なんですよ。まだ宮崎市の大瀬にあったときは、隔離されたみたいな場所だったのでそうでもないんですが、今回のセンターは、先ほど説明があったとおり、ここの広場も使わせてほしいという御意見等が出ているぐらいのところ。問題は、公園なんかにも犬は入れたりしないようにと厳しく言われて、砂場の中でおしっこをさせるようなことのないように。それは飼う者のルールとして、子供たちが入っていくわけだから、そこはちゃんとしなくてはいけないわけですが、感染症のことがちょっと心配になるようなことがあったり、どこまで触れ合っているのか、以上はだめなのかということも含めて、ここは宮崎市ときちんと話しておいていただきたいと思います。今までも、そのあたりはいかがでしょう。

○竹内衛生管理課長 この地区を候補地に上げたときに、住民の方に説明会をしたところ。そのときの御意見は、ここで作ってはいけないという反対意見はございませんでした。できたら、ここに持ってきて、いつでも、自分の犬を連れて孫とここに散歩に来たいとか、そうい

う意見がありました。今回の動物愛護センターの設置は、地元住民の方にもそういう形で御説明をしたところでございます。

また、この中で、一つは、ドッグランといって犬をある区画の中で自由に放して、犬と触れ合うという場所の設置も検討しているところでございます。そういうドッグラン等を有効に使っていただいて、とにかく動物と触れ合う機会をできるだけ多くつくっていくような施設にしたいと考えております。

○井上委員 私どもは委員会で京都に行かせていただいております。そして、宮崎市もそこに来られているというお話も聞かせていただいておりますので、そのあたりは、ある程度はイメージ的なものもあるんだなとは思っているところですので、そこはぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後ですが、団地とか含めていろんなところで防災訓練をされているのを一つ一つ丁寧に見に行くんです。最近、非常に細かな防災訓練もしておられます。地震の体験をしたりとか、そういうこともずっといろいろやっておられて、そして、最後に消防署の方たちからのお話を聞いたり、自治会の方たちからきちんと防災についての心構えみたいなお話をされるんです。ちょっと気になるのが、災害時の犬とか猫とか、先日ありました、救助していくときに犬を自分の家族だからといって離さないで——それについてももろもろ意見もあったところなんですけれども。災害訓練のときの一つのテーマとして、ペットを持っていらっしゃる方等を含めて地域の方も納得しておいていただかないといけないので、その問題を防災訓練のときの一つのテーマにきちんと上げていただくように、担当部なのでそのことをしっかりと行っていただい

て、そこをしっかりと。

避難しないことの原因の一つになったりする可能性もあるので、そのあたりも含めて、災害訓練時の一つのテーマとしてこの問題を、担当部なのできちんと言っていただくように、それをしていただけたらと思っています。大方の場合、もうこの子があれやったら、もう一緒に死のうかとか言う人が意外に多いんです。家族という感覚、犬とか猫という感覚じゃないものですから、そんなことはだめよというのか、それとも災害訓練時にきちんと自治会も一緒になってそこを受けとめるのか。そこはちょっと大切なところなので、それをテーマとして上げていただくようお願いしたいんですけれども。

○竹内衛生管理課長 今、委員のおっしゃられましたとおり、災害時の動物を連れての同行避難、例えば、その動物をどこに収容するかも含めて、市町村の地域防災計画あたりに盛り込まれている市町村もございませう。

くしくも、きょうの午後から市町村の担当部会議を開催することになっております。その中でテーマとして、地域防災で動物をどう収容するか、避難場所の近くにやはり収容場所があったほうがいいんじゃないとか、そういうのを防災計画の中でぜひ取り組んでほしいということ、昼から各市町村にお願いするというようなレジュメをつくっておりますので、今後、そこも各市町村のほうに働きかけをしていきたいと考えております。

○井上委員 最後。県の条例をつくるときに私も委員だったもんですから、そのときにペットのそういう問題点は一応言っているんです。だからもう具体的にそのことがきちんと市町村にありするように、それと、本当はペットを飼ってられる方にそれがきちんと伝わるように、御

迷惑をかけることがないように、よろしく願いしておきます。

○前屋敷委員 飼い主に対する普及啓発です。終生飼養であるとか動物愛護の精神、パンフレットなどでの普及を図るということだったんですけども。業者さん、ブリーダーの方々には特別に講習があったり、いろいろ手だてがあるんですが、各個人の方は、ペットショップあたりにパンフレットを置いたりして、買い求められたときにそういうお話もお店の方がされたりとかいうこともあるんでしょうけれども……。犬については予防接種などがあって、そのときに直接いろいろ指導、援助の話ができるかと思うんですが、猫だったりするとそこまでの義務づけはないので、最初はかわいくて、そのつもりで飼われるんでしょうけれど、最終的に手放してしまうことになったりとかもあるので、パンフレットを渡すだけで事足りるのかなという気もするんですが、その辺はどんなふうに。

○竹内衛生管理課長 委員の言われますとおり、犬については、例えば、狂犬病予防、4月ぐらいから集合注射がございます。そのときに会場で、いろいろポスターとか、そういうのを使いまして、とにかく終生飼養と、放し飼いはしないとか、そういった啓発はできるわけなんですけれども、猫を飼っている世帯はなかなか把握できないもんですから、今後猫について一番していただきたいのは、放し飼いにしないこと。

猫は感染症をもらってきます。それと不要に子供を産んでしまう。それを保健所がまた放置猫として引き取らないように、どうにか室内飼いを今後進めていくのに市町村と連携しながら、回覧板とかを使って、猫を飼っている皆様へのそういう啓発をしていかないといけないと考えております。

○前屋敷委員 いろんな工夫を凝らしてください。

○中野委員 愛護センターの建物は1,000平米だと思うんですが、総体の敷地面積は何平米なんですか。

○竹内衛生管理課長 木原地区のふれあい広場が、全体的に1万5,000平米ございます。

○中野委員 もう、次に行ってもいいですか。

○後藤委員長 愛護センター関係はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員 今までも季節性インフルエンザといううたい込みで、過去、説明があったんだろうと思うんですが、季節性インフルエンザと書かれた以上は、そうでないインフルエンザもあるだろうと思うんですが、その違いを含めて説明してください。

○片平感染症対策室長 ここでの季節性インフルエンザというのは、いわゆる一般的なインフルエンザのことを指しておりますが、新型インフルエンザとって、変異したタイプのウイルスがあって、誰もがまだ免疫を持っていないインフルエンザのことを新型インフルエンザといいます。そういったものを分けて書いております。

○中野委員 季節性というのは一般のインフルエンザ、そして、そうでない、鳥インフルエンザが変異して新しいインフルエンザになった、大正時代のスペイン風邪とか、そういうのは新型インフルエンザと。その2つがあるんですか。2つだけの分類なんですか。

○片平感染症対策室長 現在はその分け方でいいです。

○中野委員 このグラフを見れば、1週、2週目のグラフが書いてありますが、低い件数なり

にも倍ぐらいにふえていますよね。今からこれがどんなグラフになるのかわかりませんが、私の地元の小学校では、学年によっては1クラス6人か7人、インフルエンザで休んだということをお尋ねしたいと思っております。あれば、どの地域なのかをお尋ねしたいと思っております。

○片平感染症対策室長 きょうの午後、第3週のが発表になるんですけれども……。各保健所管内での届け出で見ますと、インフルエンザにつきましては、小林保健所管内とか、日南保健所管内とかがちょっと上向きにはなっております。例えば、第2週の方、1月11日から1月17日の分ですが、日向保健所管内が5.5、小林が5です。次は、中央保健所管内が3ということで、あとはまだそんなにまでふえてはおりません。

○中野委員 第3週のデータが出ておられるようなんですけれども、その数値はどうなっているんですか。

○片平感染症対策室長 第3週は、きょうの午後に全部まとめて発表します。

○中野委員 きょうの午後ということ、もう既にあると思うんですが、データがお手元にありますよね。それは、発表できないの。

○片平感染症対策室長 済みません。全体のルールということで……。

○中野委員 それは議会を優先せにゃいかんわな。

○片平感染症対策室長 後ほど議員のところ。

○中野委員 もう、あと2時間のことやがな。テレビ局も来ているから、それを懸念して言われるかもしれませんが、出ていってもらってでもいいから教えてよ。

○片平感染症対策室長 委員、後ほどお持ちいたします。

○中野委員 わかりました。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 では、その他で何かありませんか。

○井上委員 大変お世話になったんですが、高齢者の方のいろいろな問題点が地域の中ですごく起きていまして、それを御相談しましたら適切に対処していただいて本当に感謝を申し上げているところなんですけれども。一つ、ちょっと気になりましたのが、認知の入られた方がお散歩に行っていて、そのままいなくなられて、それを地域の人たちみんなで探したわけです。そのときに一番最初に妻が通報したのは警察なんですけれども、今までありましたSOSネットワークが、県警には県警のSOSネットワークの取り組みの中でお話をやっていただいているんですけれども。包括支援センターのほうになかなか連絡がうまく行ってなかった例がありまして、それで、再度SOSネットワークが本当にきちんと定着するためにも、それが生かされるためにも、包括支援センターに必ずその連絡が行くようにということを、徘徊も含めてですけども、いろんな意味での連携がとれるように御連絡を強化していただきたいというのが私の要望なんですけれども。

○横山医療・介護連携推進室長 SOSネットにつきましては、確かに御指摘のとおり、地域によってはいま一つ、しっかり機能をしていないということもあるとは聞いております。今、地域包括ケアシステムを進めようとしていますが、その中で市町村や、包括支援センターの方々を集めた研修でありますとか、あと、認知症対応ということで、例えば認知症サポーターをふやしていくということでもありますとか、いろ

んな事業者の方々に認知症の研修をしていただくことも進めております。

そういう中でも、認知症も含めて困った高齢者の方々がいらっしゃれば、まずは包括支援センターにということ saying っているんですけれども、まだ足りない部分があるかと思ひます。さまざまな機会に努力をしてまいりたいと思ひます。

○井上委員 包括支援センターの皆さんは、大変な思いをしていらっしゃるだろうなと。それから、地域の民生委員さんも物すごく動かれるんです。私どもが見つけたその方は、大塚町から阿波岐原まで歩いておられて、夕方6時に届け出て、次の日の正午に見つかるという状態です。お元気でわけもなくずっと歩かれるものですから、ほかの周りの方はよくわからないという、よく亡くなられずに確認ができたなど、ありがたかったなどは思っているわけですが。ぜひ、地域包括支援センターの方には御苦勞をかけますが、それと民生委員さんたちのお力というのも大変重要なので、そのあたりは一度、民生委員さんたちの御苦勞とか、包括支援センターの皆さんの御苦勞に対しては敬意を表するというメッセージでも出していただけたらうれしいなと思ひております。

それから、虐待なのか虐待でないのかというのは、高齢者のお二人で暮らしておられたりすると、そこなかなか難しく、包括支援センターの方も中に深く入りにくい方とかもいらっしゃるの、そのあたりも大変だろうとは思ひますが、ノウハウというか、スキルを勉強することでもぜひ強力にやっていただけたらと思ひてはいるんですけれども、そのあたりはいかがなんでしょうか。

○松田長寿介護課長 虐待につきましては、私

ども連絡会議を実施してござりまして、その中でも民生委員さん方が、虐待が疑われるんだけど、なかなか家庭の中に入っていくづらいというようなお話も伺ってござります。委員がござりましたとござり、包括支援センターとか、そういった専門機関を交えて支援に努めていきたいと思ひてござります。

○井上委員 高齢者の方の場合は、ありようが、児童のネグレクトとはちょっと違ふんです。だから、そこは十分注意しなければいけないなと思ひつつ、そこをまた、小まめに、お互いのスキルアップをしていただけたら。

それともう一つ、部として一回、検討をお願いしたいところなんです、各障がい者施設も、高齢者施設の皆さんも職員のスキルアップをしていきたいと、そう思っておられるんですけれども、スキルアップしていかないと、なかなか施設そのものが維持できないという状況になって、おやめになっていく職員さんが多ければ大変苦しい。本当はそこにたくさんの方に来ていただきたいと思ひつつも、お世話してあげたいと思ひていながらも、職員さんがやめていくようなことが起こるわけです。

全て研修費をその施設のほうが見ないといけない。また、研修に行った職員の後のことをやらないといけないということになると、経営との板挟みみたいのところもあつたりして、なかなか自分のところのお金を出してくださいと、言い切れない部分とかもあります。研修にかかわる、そういう制度的なものが余りないものから、そこを一回、検討いただけたら。今いらっしゃる方たちが、自分がどんな仕事をしているのかというのを客観的に見ることができて、また、力も發揮していただいて、障がい者施設も、高齢者施設の皆さんも、小さいとこ

るもあるわけですが、そういうところの方たちも、精神的な底上げができる。賃金だけではない部分のそこをマッチできていければと思うところもあるので、自分のところから離れて研修を受けるということは大変重要なことなので、それを部で一回、考えてみていただくことはできないのか。そこをちょっとお願いしたいところなんです。

○松田長寿介護課長 委員がおっしゃいましたとおり、人材の定着は非常に大事な課題だと思っておりますので、現在、いわゆる初任者の方々の研修費用を基金を活用させていただいて、今年度から、半分ですけれども支援をさせていただくということでございます。

それからあと、小規模な事業所の皆さん方にも、現在、管理者の方々、それから今後は、事業者の方も小さい施設はなかなか研修に出す費用的な面で大変御苦労がありますので、そういったところも支援をしていきたいと考えております。

○井上委員 ぜひ期待しておりますので、ちょっと一ひねり、二ひねりしていただければと思っております。

それと、障がい者施設でも、医療機関が必要な部分を持っていらっしゃるのところとかがあるわけです。だから、医療的などところについても研修をしたいということで、今もう県立病院なりいろんなところで受け入れていただいていると思っておりますが、その受け入れと同時に、その受け入れ先を広げていただくというようなことは考えておられないのか。できるだけ多くのところの地域の医療機関で引き受けていただきたいと思っているわけですが、それについての議論をされたことがあるのかどうか。そこを聞かせていただきたいと思っております。

○川原障がい福祉課長 現在、医療機関と連携した研修の体制につきまして、勤めていらっしゃる職員さん、看護師さん等を中心に重症心身障害児施設での研修を現在、委託を行っているところでございます。それ以外の部分につきましても、障がいと医療という部分は非常に連携が重要でございますので、また、施設側の御意見とかいろいろ意見交換しながら検討してまいりたいと考えております。

○井上委員 ぜひお力をかしてください。よろしく申し上げます。

○前屋敷委員 おもいやり駐車場のことなんです。これは障がい者の方からの御意見で、今からキャンプが始まって、サンマリンスタジアムあたりでかなり多くの皆さんがお見えになるし、みんな期待を持って待っていらっしゃるんだと思うんですけど。障がい者の方がとめる駐車場のスペースがいろんな関係者の方の駐車場になったり、そこにテントが建てられたりとかで使えないということがこの間、たびたびあったということのようです。車椅子対応の駐車場とかがあるんですけど、せめてそのおもいやり駐車場だけは、スペースを何とか確保ができないだろうかというような御意見でした。私も直接は見てなくて、その状況がどうだったのかわからないんですけど、その辺のところは課としても気をつけていただいて、できるだけそのスペースは、そのために確保をするように。皆さん、御苦労されておもいやり駐車場をずっと広めてこられているわけですので、ぜひその辺のところは注意もしていただいて、実態はどうなのかも調べた上で、それなりの適切な対応をしてほしいなということを、よろしく申し上げます。

○川原障がい福祉課長 ありがとうございます。

このおもいやり駐車場につきましては、そういったスポーツ施設に限らず、書店とか、いろんな場面で札といいますか、利用証をつけていない人が利用しているといったようなお声とか苦情も私どもはいただいているところでございます。キャンプ時のそういった適正な利用につきましても、施設側とかとお話をしてみたいと考えております。

○後藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、以上をもちまして福祉保健部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時3分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 ないようですので、以上をもちまして本日の委員会を終わります。

午前10時3分閉会